

政令番号59 エチレンジアミン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成25年度)

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県							3.2E+3	3,172.4
9	栃木県							7.0E+0	7.0
1	群馬県								
11	埼玉県							9.9E+0	9.9
12	千葉県							7.0E-1	0.7
13	東京都								
14	神奈川県							3.7E-1	0.4
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
2	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県							7.0E-1	0.7
24	三重県							2.0E+0	2.0
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府							1.2E+1	12.2
28	兵庫県							2.4E-1	0.2
29	奈良県								
3	和歌山県							4.3E+0	4.3
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
4	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
	全国							3.2E+3	3,209.7